

## ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十一日  
大分県条例第六十一号

### (児童指導員の資格)

- 第六十四条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - 二 社会福祉士の資格を有する者
  - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
  - 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
  - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
  - 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適當と認めたもの
  - 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適當と認めたもの

(平二七条例三四・平二八条例一四・平三〇条例五五(平三一条例五)・平三一条例五・一部改正)